

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

除雪についてのお願い

本格的な冬を迎え、積雪が心配される時期となりました。朝の通勤・通学のため、夜間・早朝の除雪が必要となります。除雪車の音や振動があると思われませんが、ご理解をお願いします。

また、機械で除雪を行うと、必ず家の前に雪が残ります。各自で取り除いてくださいますよう、ご協力をお願いします。

【問合せ】役場産業振興課（電話 72-2101）

障害者控除対象証明書など 確定申告に必要な証明書の 発行手続きはお済みですか

▶障害者控除対象証明書

身体障害者手帳などを持っていない人で、要介護認定（要支援を除く）を受けている人は、申請により障害者控除対象証明書を交付します。

認定書は、確定申告など所得控除を受ける場合に必要です。認定書の交付を希望する人は、役場健康福祉課へ申請してください。

対象 平成23年中に要介護認定を受けている人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない要介護1～5までの人

▶おむつ証明

平成23年中におむつを使用している要介護者で、おむつの医療費控除を前年に引き続き受ける人は、町が発行する証明書とおむつ代の領収書で医療費控除が受けられます。

対象 寝たきりかつ尿失禁の可能性がある人（主治医意見書に尿失禁の記載がある場合に限り）※初回は医師が発行する証明書が必要です。

費用 どちらも無料

問合せ 役場健康福祉課 担当 住田秀樹（電話 72-0334）

機械・器具など償却資産は 申告が必要です

会社や個人が、工場や商店、農業など事業のために使う機械、器具、備品などの資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（新規購入・廃棄など）を所在

市町村へ申告することになっています。償却資産の申告は、インターネットを利用した電子申告もできます。

対象外の償却資産 ①耐用年数1年未満②取得価格が10万円未満③自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など

提出期限 1月31日（火）

問合せ 役場住民課 担当 音田

雄一郎（電話 72-0333）

住民基本台帳カード・電子 証明書のご利用を

【住民基本台帳カード】

住民基本台帳カード（以下、住基カードという）には、個人の生年月日、性別、氏名、住所などの情報が記載されています。

住基カードを取得すると、行政機関や金融機関などの窓口で本人確認書類として利用できたり、全国の市町村窓口で住民票の交付を受けるなど利便性があります。

申請場所 役場住民課

申請できる人 日野町に住居登録している人

申請に必要なもの 認印、顔写真（縦4.5cm、横3.5cm）1枚、運転免許証など本人確認書類※顔写真のないカードも選択できます。

手数料 500円

カード有効期間 10年

その他 申請から交付まで2週間程度かかります。

【電子証明書】

住基カードの取得と同時にまたは取得後に電子証明書発行申請を行うと、住基カードに電子証明書を記録することができ、所得税の申告など行政機関への手続きを自宅のパソコンからできます。

手数料 500円

証明書有効期間 3年

その他 ▼電子証明書の更新は、有効期限の3カ月前から行えますので、以前に電子証明書の交付を受けた人は確認ください。▼所得税の電子申告を行った場合、税額控除の対象になります。（平成19年から平成24年分のいずれか1回）

問合せ 役場住民課 担当 伊田喜浩（電話 72-0333）

ノロウイルスは冬に流行します。感染しない、感染させないように、予防対策を徹底しましょう

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。手指や食品などを通して口から感染し、腸管で増殖。嘔吐、下痢、腹痛などの症状を起こします。

健康な人は症状も軽く回復しますが、子どもや高齢者などは重症化することがあります。ワクチンはありませんので、日ごろの予防を徹底しましょう。

予防対策

①食事の前やトイレの後などは必ず手を洗う

②下痢や嘔吐などの症状がある人は、食品を直接取り扱わない

③胃腸炎患者に接する人は、患者のふん便や嘔吐物を適切に処理し、感染を広げない

④子どもや高齢者など抵抗力の弱い人は、加熱が必要な食品は中心までしっかり加熱する

⑤調理器具などは使用后、洗浄、殺菌する

問合せ 町健康福祉センター（電話 72-1852）

町営駐車場（役場公用車庫横）
指定管理者を公募します

対象施設 根雨下町駐車場（根雨 287 番地）
業 務 駐車場の運営・維持管理
指定期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
応募資格 町内に事業所を有する法人およびその他の団体
応募方法 所定の申請書に必要書類を添えて、1 月 20 日（金）までに役場総務課へ提出してください。申請書類は総務課にあります。
選定方法 提出書類、面接などにより審査します。
問 合 せ 役場総務課（電話 72-0331）

町林業総合センター（鳥取日野森林組合横）
指定管理者を公募します

対象施設 町林業総合センター（舟場 107 番地 1）
業 務 施設の運営・維持管理
指定期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
応募資格 町内に事業所を有する法人およびその他の団体
応募方法 所定の申請書に必要書類を添えて、1 月 20 日（金）までに役場産業振興課へ提出してください。申請書類は産業振興課にあります。
選定方法 提出書類、面接などにより審査します。
問 合 せ 役場産業振興課（電話 72-2101）

冬の鶉の池で、オンドリなど水鳥観察を楽しみませんか

鶉の池水鳥観察会を開きます。冬の鶉の池公園で、カワアイサやオンドリなどの水鳥観察を楽しみませんか。

日時 平成 24 年 1 月 14 日（土）午前 10 時～午前 11 時 30 分
集合 鶉の池公園管理棟前（各自で集合ください）※大雪の時は中止します。
参加費 1 人 300 円（昼食に、雑煮を作ります）
申込み 平成 24 年 1 月 11 日（水）までに、町公民館へ申し込んでください。
問合せ 町公民館（電話 74-0212）

公共下水道・農業集落排水をご利用の皆さまへお知らせ

世帯人員数に変更がある場合は、届出をお願いします

公共下水道・農業集落排水事業の一般家庭下水道使用料は、「日野町下水道条例第 18 条」ならびに「日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 17 条」により、世帯割に生活実態の世帯人数が反映されています。

住民登録されずに生活実態がある人、住民登録されているのに生活実態のない人は、正しい使用料を算定するため、役場産業振興課まで届出をお願いします。（届出書類は、役場産業振興課および役場黒坂支所にあります）

詳しくは、担当まで問合せください。

【問合せ】 役場産業振興課 担当 音田初志（電話 72-2101）

スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。団体活動を行う 5 人以上で加入ください。

対象となる事故
 ▶グループ活動中の事故
 ▶往復中の事故

保険期間 平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時～平成 25 年 3 月 31 日

加入対象	年間掛け金 (1人当たり)	傷害保険（保険金額）			
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)
○子ども（中学生以下） ○大人の文化・ボランティア・地域活動 (16歳以上)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
○大人のスポーツ活動（16歳以上）	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
○65歳以上のスポーツ活動	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
○危険度の高いスポーツ活動	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
賠償責任保険（免責金額なし） 身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円限度		突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血など）葬祭費用 支払い限度額 180万円			

【問合せ】 教育委員会（電話 72-2107）